

改正後	改正前
<p>個⑥040-1 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 21 年分以降用）【裏面】 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が平成 21 年 6 月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第 4 項に規定する中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この控除は、旧措法第 10 条第 1 項第 3 項までに規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。</p> <p>(2) 「③」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法 41、41 の 3 の 2)、政党等寄附金特別控除(措法 41 の 18)、住宅耐震改修特別控除(措法 41 の 19 の 2)、住宅特定改修特別税額控除(措法 41 の 19 の 3)、認定長期優良住宅新築等特別税額控除(措法 41 の 19 の 4)、電子証明書等特別控除(措法 41 の 19 の 5)及び外国税額控除(所法 95)の規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「⑩」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り捨てます。</p> <p>(4) 「⑬」欄の「平成 年分」欄は、前年のこの明細書の「⑫」欄の金額を移記します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 旧措法第 10 条</p>	<p>個⑥040-1 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 21 年分以降用）【裏面】 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条第 4 項に規定する中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この控除は、措法第 10 条第 1 項第 3 項までに規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。</p> <p>(2) 「③」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 7 までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法 41、41 の 3 の 2)、政党等寄附金特別控除(措法 41 の 18)、住宅耐震改修特別控除(措法 41 の 19 の 2)、住宅特定改修特別税額控除(措法 41 の 19 の 3)、認定長期優良住宅新築等特別税額控除(措法 41 の 19 の 4)、電子証明書等特別控除(措法 41 の 19 の 5)及び外国税額控除(所法 95)の規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「⑩」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り捨てます。</p> <p>(4) 「⑬」欄の「平成 年分」欄は、前年のこの明細書の「⑫」欄の金額を移記します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第 10 条</p>